

特別養護老人ホーム 野桑の里 重要事項説明書

< 令和7年4月1日 改定 >

1. 特別養護老人ホーム野桑の里の概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称	特別養護老人ホーム野桑の里
所在地	兵庫県赤穂郡上郡町野桑3027番地
介護保険指定番号	介護老人福祉施設（兵庫県 2873900183号）

(2) 同施設の職員体制

	常勤	兼務	非常勤	実人員
施設長（管理者）	1			1
医師			1	1
生活相談員		1		1
機能訓練指導員		1		1
介護支援専門員		1		1
管理栄養士	1			1
事務職員	2以上		2	2以上
看護職員	2以上	1	2	2以上
介護職員	21以上		9	21以上

上記職員体制は、入居者3名に対して介護職員1名以上を配置し（人員配置基準Ⅰ型）とし、重度化対応、看取り介護加算の体制とします。

(3) 同施設の設備の概要

定員50名

居室	全個室	食堂	各ユニット
浴室	一般浴槽と特殊浴槽 があります	機能訓練室	各ユニット
医務室	1室	談話室	各ユニット

2. サービス内容

- | | | |
|--------------------|-----------|------------|
| ① 施設サービス計画の立案 | ② 食事 | ③ 入浴 |
| ④ 介護 | ⑤ 機能訓練 | ⑥ 生活相談 |
| ⑦ 健康管理 | | |
| ⑧ 特別食の提供 | ⑨ 理美容サービス | ⑩ 行政手続代行 |
| ⑪ 日常費用支払代行 | ⑫ 所持品保管 | ⑬ レクリエーション |
| ⑭ 栄養ケアマネジメントの計画立案等 | | |

※ 尚⑧～⑭については、本人もしくは、本人家族希望によるものとします。

3. 利用料金（介護保険法が定める法定料金）

（1）基本サービス料金

施設利用料（要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下の金額は、1日あたりの自己負担分です。）

介護認定	基本単位数	利用料	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要介護 1	670 単位	6,700 円	670 円	1,340 円	2,010 円
要介護 2	740 単位	7,400 円	740 円	1,480 円	2,220 円
要介護 3	815 単位	8,150 円	815 円	1,630 円	2,445 円
要介護 4	886 単位	8,860 円	886 円	1,772 円	2,658 円
要介護 5	955 単位	9,550 円	955 円	1,910 円	2,865 円

（2）各種加算利用料金等

加算項目	基本単位数	利用料	利用者負担額			算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
日常生活継続支援加算Ⅱ	46	460 円	46 円	92 円	138 円	1日につき
看護体制加算（Ⅰ）イ	6	60 円	6 円	12 円	18 円	1日につき
看護体制加算（Ⅱ）イ	13	130 円	13 円	26 円	39 円	1日につき
初期加算（入居日から30日間に限り）	30	300 円	30 円	60 円	90 円	1日につき
夜勤職員配置加算Ⅱイ	27	270 円	27 円	54 円	81 円	1日につき
夜勤職員配置加算Ⅳイ	33	330 円	33 円	66 円	99 円	1日につき
看取り介護加算（Ⅰ）	72	720 円	72 円	144 円	216 円	死亡日 45 日前 ～31 日前
	144	1,440 円	144 円	288 円	432 円	死亡日 30 日前 ～4 日前
	680	6,800 円	680 円	1,360 円	2,040 円	死亡日の前日・ 前々日
	1,280	12,800 円	1,280 円	2,560 円	3,840 円	死亡日
看取り介護加算（Ⅱ）	72	720 円	72 円	144 円	216 円	死亡日 45 日前 ～31 日前
看取り介護加算（Ⅱ）	144	1,440 円	144 円	288 円	432 円	死亡日 30 日前 ～4 日前

	780	7,800 円	780 円	1,560 円	2,340 円	死亡日の前日・ 前々日
	1,580	15,800 円	1,580 円	3,160 円	4,740 円	死亡日
外泊時費用	246	2,460 円	246 円	492 円	738 円	1 日につき（1 月に6日を限 度）
外泊時在宅サービス利用費用	560	5,600 円	560 円	1,120 円	1,680 円	
退所前訪問相談援助加算	460	4,600 円	460 円	920 円	1,380 円	1 回につき
退所後訪問相談援助加算	460	4,600 円	460 円	920 円	1,380 円	1 回につき
退所時相談援助加算	400	4,000 円	400 円	800 円	1,200 円	1 回につき
退所前連携加算	500	5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円	1 回につき
若年性認知症利用者受入加算	120	1,200 円	120 円	240 円	360 円	1 日につき
個別機能訓練加算Ⅰ	12	120 円	12 円	24 円	36 円	1 日につき
個別機能訓練加算Ⅱ	20	200 円	20 円	40 円	60 円	1 月につき
個別機能訓練加算Ⅲ	20	200 円	20 円	40 円	60 円	1 月につき
栄養マネジメント強化加算	11	110 円	11 円	22 円	33 円	1 日につき
経口移行加算	28	280 円	28 円	56 円	84 円	1 日につき
経口維持加算Ⅰ	400	4,000 円	400 円	800 円	1,200 円	1 月につき
経口維持加算Ⅱ	100	1,000 円	100 円	200 円	300 円	1 月につき
口腔衛生管理加算Ⅰ	90	900 円	90 円	180 円	270 円	1 月につき
口腔衛生管理加算Ⅱ	110	1,100 円	110 円	220 円	330 円	1 月につき
療養食加算	6	60 円	6 円	12 円	18 円	1 回につき
再入所時栄養連携加算	200	2,000 円	200 円	400 円	600 円	1 回につき
配置医師緊急時対応加算 （配置医師の通常の勤務時間 外の場合）	325	3,250 円	325 円	650 円	975 円	1 回につき
配置医師緊急時対応加算 （早朝・夜間）	650	6,500 円	650 円	1,300 円	1,950 円	1 回につき
配置医師緊急時対応加算 （深夜）	1,300	13,000 円	1,300 円	2,600 円	3,900 円	1 回につき
生活機能向上連携加算Ⅰ	100	1,000 円	100 円	200 円	300 円	1 月につき
生活機能向上連携加算Ⅱ	200	2,000 円	200 円	400 円	600 円	1 月につき
排せつ支援加算Ⅰ	10	100 円	10 円	20 円	30 円	1 月につき

排せつ支援加算Ⅱ	15	150 円	15 円	30 円	45 円	1 月につき
排せつ支援加算Ⅲ	20	200 円	20 円	40 円	60 円	1 月につき
排せつ支援加算Ⅳ	100	1,000 円	100 円	200 円	300 円	1 月につき
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22	220 円	22 円	44 円	66 円	1 日につき
サービス提供体制強化加算Ⅱ	18	180 円	18 円	36 円	54 円	1 日につき
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6	60 円	6 円	12 円	18 円	1 日につき
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	3	30 円	3 円	6 円	9 円	1 月につき
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	13	130 円	13 円	26 円	39 円	1 月につき
褥瘡マネジメント加算Ⅲ	10	100 円	10 円	20 円	30 円	1 月につき
A D L維持等加算Ⅰ	30	300 円	30 円	60 円	90 円	1 月につき
A D L維持等加算Ⅱ	60	600 円	60 円	120 円	180 円	1 月につき
自立支援促進加算	300	3,000 円	300 円	600 円	900 円	1 月につき
安全対策体制加算	20	200 円	20 円	40 円	60 円	入居時に 1 回
科学的介護推進体制加算Ⅰ	40	400 円	40 円	80 円	120 円	1 月につき
科学的介護推進体制加算Ⅱ	50	500 円	50 円	100 円	150 円	1 月につき
特別通院送迎加算	594	5,940 円	594 円	1,188 円	1,782 円	1 月につき
協力医療機関連携加算 (令和 7 年 3 月 31 日まで)	100	1,000 円	100 円	200 円	300 円	1 月につき
協力医療機関連携加算 (令和 7 年 4 月 1 日以降)	50	500 円	50 円	100 円	150 円	1 月につき
協力医療機関連携加算	5	50 円	5 円	10 円	15 円	1 月につき
退所時情報提供加算	250	2,500 円	250 円	500 円	750 円	1 回につき
高齢者施設等感染対策向上 加算Ⅰ	10	100 円	10 円	20 円	30 円	1 月につき
高齢者施設等感染対策向上 加算Ⅱ	5	50 円	5 円	10 円	15 円	1 月につき
新興感染症等施設療養費	240	2,400 円	240 円	480 円	720 円	1 日につき
認知症チームケア推進加算Ⅰ	150	1,500 円	150 円	300 円	450 円	1 つきにつき
認知症チームケア推進加算Ⅱ	120	1,200 円	120 円	240 円	360 円	1 つきにつき
退所時栄養情報連携加算	70	700 円	70 円	140 円	210 円	1 回につき
生産性向上推進体制加算Ⅰ	100	1,000 円	100 円	200 円	300 円	1 月につき
生産性向上推進体制加算Ⅱ	10	100 円	10 円	20 円	30 円	1 月につき
業務継続計画未実施減算	所定単位の数 の 3.0% を減算					
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位の数 の 1.0% を減算					
栄養ケア・マネジメントの 未実施	▲ 14	▲ 140	▲ 14	▲ 28	▲ 42	1 日につき
安全対策管理体制未実施	▲ 5	▲ 50	▲ 5	▲ 10	▲ 15	1 日につき

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）の基本単位は、所定単位数の 140/1000	左記の単位数×10 円	左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割	基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）の基本単位は、所定単位数の 136/1000	左記の単位数×10 円	左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割	基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数。
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）の基本単位は、所定単位数の 113/1000	左記の単位数×10 円	左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割	基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数。
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）の基本単位は、所定単位数の 90/1000	左記の単位数×10 円	左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割	基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数。

※加算項目について

初期加算	新規入居または、1 カ月以上の入院後、再び入院した場合に 30 日間を限度に加算します。
日常生活継続支援加算	居宅での生活が困難であり、当施設への入所の必要性が高いと認められる重度の要介護状態の者や認知症である者等を積極的に受け入れるとともに、介護福祉士資格を持つ職員を手厚く配置し、質の高い介護福祉施設サービスを提供した場合に算定します。
看護体制加算	看護職員の体制について手厚い人員体制をとっている場合に算定します。
夜勤職員配置加算	夜間及び深夜の時間帯について手厚い人員体制をとっている場合に算定します。
外泊時費用	入居者が入院または、自宅等に外泊した場合、翌日から帰所前日まで 6 日間を限度として算定します。
外泊時在宅サービス利用費用	居宅における外泊を認め、当該入所者が介護老人福祉施設により提供される在宅サービスを利用した場合、1 月に 6 日を限度として所定単位数に代えて 1 日につき一定の単位数が算定されます。
看取り介護加算	看取りに関する指針を定め、医師が一般的な医学的見地に基づき回復の見込みがないと診断した入所者に対して、他職種共同にて介護に係る計画を作成し、利用者又は家族の同意のもと、入所者がその人らしく生き、その人らしい最後を迎えられるように支援した場合に算定します。
口腔衛生管理体制加算	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的 助言及び指導を月 1 回以上行っている場合に算定します。
個別機能訓練加算	専従の機能訓練指導員を配置したうえで、個別に計画を作成し機能訓練を提供した場合に算定します。
退所前訪問相談援助加算	退居に先立って、退居後生活する居宅を訪問して、退所後のサービス利用について相談援助を行った場合、入居中 1 回を限度として算定します。

退所後訪問相談援助加算	退居後３０日以内に居宅を訪問して相談援助を行った場合、１回を限度として算定します。
退所時相談援助加算	退居後生活する居宅を訪問して、退居後の居宅サービス等について相談援助を行い、また、退居日から２週間以内に保険者及び老人介護支援センターに対して、必要な情報を提供した場合に算定します。
退所前連携加算	居宅介護支援事業所の介護支援専門員と連携し、退居後の居宅サービスの利用上必要な調整を行った場合に算定します。
経口移行加算	経管により食事を摂取する入居者に対して、経口摂取を進めるために、医師の指示により栄養管理を行う場合に算定します。（１８０日を限度）
経口維持加算Ⅰ	経口移行者で、造影撮影又は、内視鏡検査により、引き続き誤嚥が認められ、継続して経口食事の摂取を進めるための特別な栄養管理がなされる場合に算定します。
経口維持加算Ⅱ	経口移行者で、水飲みテスト等により引き続き誤嚥が認められ継続して経口食事の摂取を進めるための特別な栄養管理がなされる場合に算定します。
口腔衛生管理加算	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月２回以上行った場合に算定します。
栄養マネジメント強化加算	入所時に入所者の栄養状態を把握し、他職種共同にて入所者ごとの栄養ケア計画を作成し、それに基づいた栄養管理の実施や栄養状態を定期的に記録し、また入所者の情報を厚労省提出し、フィードバックを受けてその情報を活用している場合に算定します。
再入所時栄養連携加算	医療機関に入院し、経管栄養又は嚥下調整食の新規導入など、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合について、介護保険施設の管理栄養士が当該医療機関の管理栄養士と連携して、再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合に算定します。
療養食加算	医師の指示に基づく療養食を提供した場合に算定します。
若年性認知症受入加算	若年性認知症（４０歳から６４歳まで）の利用者を対象に介護福祉施設サービスを行った場合に算定します。
配置医師緊急時対応加算	複数の医師を配置するなどの体制を整備した特養について、配置医師が施設の求めに応じ、早朝・夜間又は深夜又は配置医師の通常の勤務時間外（早朝、夜間及び深夜を除く。）に施設を訪問し入居者の診療を行った場合に算定します。
生活機能向上連携加算	外部のリハビリテーション専門職等と連携する場合に算定します。
排泄支援加算	排泄障害等のため、排泄に介護を要する特別養護老人ホーム等の入所者に対し、多職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づき支援した場合に算定します。
褥瘡マネジメント加算	褥瘡の発生と関連の強い項目について、定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理する場合に算定します。
ＡＤＬ維持加算	自立支援、重度化防止に向けた取り組みを行い、入所者のＡＤＬを良好に維持、改善した場合に算定します。

自立支援促進加算	医師の関与の下、リハビリテーション、機能訓練、介護等の取り組みを実施した場合に算定します。
安全対策体制加算	自立支援、重度化防止に向けた取り組みを行い、入所者のADLを良好に維持、改善した場合に算定します。
科学的介護推進体制加算	入所者ごとの心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直す等情報を活用している場合に算定します。
サービス提供体制強化加算	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た施設が、入所者に対して介護福祉施設サービスを行った場合に算定します。
特別通院送迎加算	透析を要する入居者であって、その家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事情があるものに対して、1月に12回以上、通院のため送迎を行った場合算定します。
協力医療機関連携加算	協力医療機関との間で、入居者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的開催している場合に算定します。
退所時情報提供加算	医療機関へ退居する入居者等について、退居後の医療機関に対して入居者等を紹介する際、入居者等の同意を得て、当該入居者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入居者等1人につき1回に限り算定します。
高齢者施設等感染対策向上加算	指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保し、新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に連携し適切に対応している等がある場合算定します。
新興感染症等施設療養費	入居者等が別に厚生労働大臣が定める感染症※に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入居者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定します。
認知症チームケア推進加算	認知症の行動・心理症状（BPSD）の発現を未然に防ぐため、あるいは出現時に早期に対応するための平時からの取組を推進する観点から設けられた加算。
退所時栄養情報連携加算	管理栄養士が、退居先の医療機関等に対して、当該者の栄養管理に関する情報を提供する場合に算定されます。
生産性向上推進体制加算	入居者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること等により算定します。
介護職員処遇改善加算	介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員等処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。

※減算について

- ・夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の97%を算定することになります。
- ・入居者の数(空床利用型の短期入所生活介護の利用者数を含む)が入居定員を超える場合は、所

定単位数の 70%を算定することになります。

- ・介護、看護職員又は介護支援専門員の数が基準に満たない場合は、所定単位数の 70%を算定することになります。
- ・ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置し、日中はユニットごとに常時 1 人以上の介護職員又は看護職員を配置していない場合は、所定単位数の 97%を算定することになります。
- ・身体拘束廃止に向けての取り組みとして、身体拘束適正化の指針整備や適正化委員会の開催、定期的な職員研修の実施などを行っていない場合は、所定単位数の 10%を減算することになります。
- ・運営基準における事故の発生又は再発を防止するための措置が講じられていない場合、1 日当たり 5 単位減算されます。
- ・栄養管理の基準を満たさない場合 1 日当たり 14 単位減算されます。
- ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定していない場合、所定単位数の 3.0%が減算されます。
- ・虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合、所定単位数の 1.0%が減算されます。

（３）所定料金（自己負担分）

- ① 食 費 1 日あたり 1,750 円
- ② 居住費 1 日あたり 2,410 円

※食費・居住費については、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた方にあつては、当該認定証に記載されている負担限度額（下記の表に掲げる額）となります。

- ③ 入院・外泊時の取り扱いについて
 - ・初日及び最終日は、通常の自己負担額 1 割（一定所得以上の方は 2 割または 3 割）と居住費（第 1 段階～第 3 段階の方は、負担限度額認定証に記載された負担限度額）をいただきます。
 - ・初日、最終日を含まない期間は、介護保険で定められた外泊時費用 1 日 246 円（2 割負担の方は 492 円、3 割負担の方は 738 円）と居住費（第 1 段階～第 3 段階の方は、負担限度額認定証に記載された負担限度額）をいただきます。ただし 1 ヶ月最大 6 日までとなります。
 - ・入院または、外泊の 7 日目以後は、1～3 段階の入居者であっても 1 日 2,410 円を居住費としていただきます。

段階	対 象 者		居住費	食 費
第 1 段階	生活保護受給者		880 円	300 円
	市町村民税	老齢福祉年金受給者		
第 2 段階	非課税世帯	合計所得金額と公的年金等の収入額の合計が年間 80 万円以下の方	880 円	390 円

第3段階①		合計所得金額と公的年金等の収入額の合計が年間80万円を超え120万円以下の方	1,370円	650円
第3段階②		合計所得金額と公的年金等の収入額の合計が年間120万円を超える方	1,370円	1,360円
第4段階	市町村民税 課税世帯	上記以外の方	2,410円	1,750円

(4) 個別サービス料金表（介護保険適用外）

サービス項目	サービス内容	料 金
預かり金管理 サービス（通帳）	通帳の出納管理・年金等の申請代行を行います。 （小口現金の出納管理料金も含まれます）	1日50円
電気使用料	テレビ・電気毛布・加湿器等	1日70円
理容美容サービス	カット	3,000円～ 5,000円
クラブ活動	材料費	実費相当額
レクリエーション	花見・夏祭り・敬老会・新年会等	実費相当額
喫茶（コーヒー）	レギュラーコーヒー1杯	100円
コピー代	記録物をコピーした場合	1枚10円

※その他、入居者の希望により必要とするサービスについては、その都度実費をいただきます。

※介護保険適用外の料金を変更する場合は、1か月前以上に文書で連絡します。

(5) お支払方法

毎月月末で締め1月ごとに計算して、翌月15日までに請求をいたしますので、下記のいずれかの方法でお支払ください。

- ・申し込みいただいた金融機関の口座からの自動引き落とし
- ・現金にて支払い（月末までにお支払ください）

4. 入退居の手続き

(1) 入居手続き

まずは、入所申込書を提出してください。面接等で要介護認定の有無、特別な疾患の有無等を確認した後、入居検討委員会により入居が決まります。

※入居判定は、兵庫県の定めたマニュアルに基づき実施いたします

(2) 退居手続き

① 入居者のご都合で退居される場合

退居を希望する日の30日前までにお申し出下さい。

② 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・入居者が他の介護保険施設に入居した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）、要支援または要介護1、2と認定され、かつ、特列入所要件に該当しない場合。
※ この場合、1ヶ月の期間の経過をもって退居していただくことになります。
- ・入居者がお亡くなりになった場合、若しくは被保険者資格を喪失した場合。

③ その他

- ・入居者が、サービス利用料金の支払を3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合、または入居者やご家族などが当施設や当施設の従業員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、退居していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。
- ・入居者が病院または診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込がない場合または入院後、3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合、文書で通知のうえ、契約を終了させていただく場合がございます。尚、この場合、退院後に再度入居を希望される場合は、お申し出下さい。
- ・やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し、退居していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。

5. 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

- ・当施設は、少数の居室及び当該居室に近接して設けられるユニットごとにおいて「施設サービス計画」に基づき、入居者の居宅における生活復帰を念頭に置き、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築きながら自律的な日常生活を営むことができるようにすることを目指しています。
- ・当施設は、地域や家庭との結びつきを重視しながら関係する市町村や介護保険サービス提供者等と綿密な連携を図ります。

(2) 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会
感染症の感染状況に応じて制限させていただきます。
- ・外出、外泊
所定の用紙にお書き込みのうえお申し出ください。感染症の感染状況や健康上お断りする場合もあります。
- ・飲酒、喫煙
飲酒は医師の許可の下自由ですが、入居している方々にご迷惑がかかる場合は、お断りする場合もあります。また、喫煙については施設敷地内禁煙となっていますのでご協力をお願いします。
- ・金銭、貴重品の管理
紛失の恐れがありますので、高額な金銭また、貴重品はなるべく、持ち込まないように

してください。

- ・所持品の持ち込み

思い出の品、ダンス、仏壇等御持ち込みは自由ですが、居室以外で使用する場合は、ご相談ください。

- ・ペット

原則禁止させていただきます。

(3) その他

- ・入院中、専用居室をショートステイとして利用させていただいた場合、利用した日数分の居室料は、いただきません。ショートステイとして利用しない場合または、居室を確保する場合は、居室料をいただきます。
- ・サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。当施設は、下記の保険会社に加入しています。

※あいおいニッセイ同和損害保険（株）

「施設サービス事業者・施設支援事業者賠償責任保険」

6. 緊急時の対応方法

入居者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

- ・緊急連絡先

氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

7. 非常災害対策

当施設は、消火設備、非常放送設備等、災害、非常時に備えて必要な設備を設けるとともに、非常災害等に対して具体的な防災計画・避難計画等をたて、職員及びご利用者が参加する訓練を定期的の実施いたします。

- ・防火設備 スプリンクラー全室設置
- ・防災訓練 年2回の実施
- ・防火責任者 村田 博之

8. 虐待の防止

当施設は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
虐待防止に関する担当者（介護課長・松本聖史）
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

10. 身体的拘束の廃止

施設及びサービス従事者は、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため、下記のような緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わないものとします。なお、緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合は、入居者やその家族に拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、期間等について説明し、文書による同意を得ることとします。

「緊急やむを得ない場合」

- ・入居者本人または他の入居者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合（切迫性）
- ・身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない場合（非代替性）
- ・身体拘束その他の行動制限が一時的なものである場合（一時性）

11. 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12. 衛生管理等

- (1) 入居者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 施設において感染症が発生し又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ② 施設における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に行います。

13. サービス内容に関する相談・苦情

- (1) 当施設ご利用者の身体状況・認知状況等相談

担当 生活相談員 亀井 卓也

- (2) 当施設ご利用者相談・苦情担当

担当 苦情受付担当者名 亀井 卓也

苦情受付責任者名 村田 博之

第三者委員 植田 哲司

電話：0791-57-7000（受付時間8:30～17:30）

- (3) 赤穂郡上郡町役場国保介護支援課介護保険係

電話：0791-52-1152

- (4) 兵庫県国民健康保険連合会 苦情係

電話：078-332-5682

14. その他

- (1) 契約締結からサービス提供までの流れ

具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及び変更は次の通り行います。

- ① 当施設のケアマネジャーがご契約者及びそのご家族の要望を踏まえ施設サービス計画の原案を作成します。
- ② 施設サービス計画の原案について、ご契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。
- ③ 施設サービス計画は、6ヶ月～1年毎、もしくはご契約者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要がある場合には、ご契約者及びそのご家族等と協議して、施設サービス計画を変更します。
- ④ 施設サービス計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

- (2) 医療が必要になった時

嘱託医（内科医師）に相談し往診してもらうか協力医療機関・高嶺診療所へ受診となります。

診療時間 毎週木曜日 14:00～16:00 嘱託医診察

協力医療機関 高嶺診療所

（内科・整形外科・リウマチ科・リハビリテーション科）

赤穂中央病院（入院受入病院）

詳しい受診が必要な時は、嘱託医の指示で受診手続きを行います。

名称・法人種別社会福祉法人 高嶺福祉会

代表者役職・氏名理事長 菅原 暁

本部所在地・電話番号 千葉県鎌ヶ谷市佐津間 989 番地 1 Tel : 047-401-1500

定款の目的に定めた事業

1、特別養護老人ホーム

2、短期入所生活介護

3、通所介護

建物概要敷地面積 3,170.15 m²

築面積 1,166.77 m²

述べ床面積 3,140.98 m²

アクセス JR 山陽線 上郡駅よりタクシーで約 8 分

関連施設 高嶺診療所

介護老人保健施設 高嶺の郷

小規模多機能型居宅介護事業所 いこまの家

居宅介護支援事業所 高嶺の郷

令和 年 月 日

介護老人福祉施設入居にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 兵庫県赤穂郡上郡町野桑 3 0 2 7 番地

名 称 社会福祉法人高嶺福祉会

特別養護老人ホーム 野桑の里

管理者 施設長 村田 博之

印

説明者 所属 相談室

氏 名

印

私は、契約書および本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受けました。

入居者

住 所

氏 名

印

(代理人)

住 所

氏 名

印

(入居者本人との関係)